「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
～ともに生きる社会を目指して～」について

令和５年２月９日

福祉子どもみらい局共生推進本部室

1　条例制定までの経過

■平成28年7月26日　津久井やまゆり園事件発生

1　条例制定までの経過

■ともに生きる社会かながわ憲章

ー　私たちは、あたたかい心をもって、
すべての人のいのちを大切にします

ー　私たちは、誰もがその人らしく
暮らすことのできる地域社会を実現します

ー　私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します

ー　私たちは、この憲章の実現に向けて、
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日　神奈川県

1　条例制定までの経過

■障がい当事者との対話

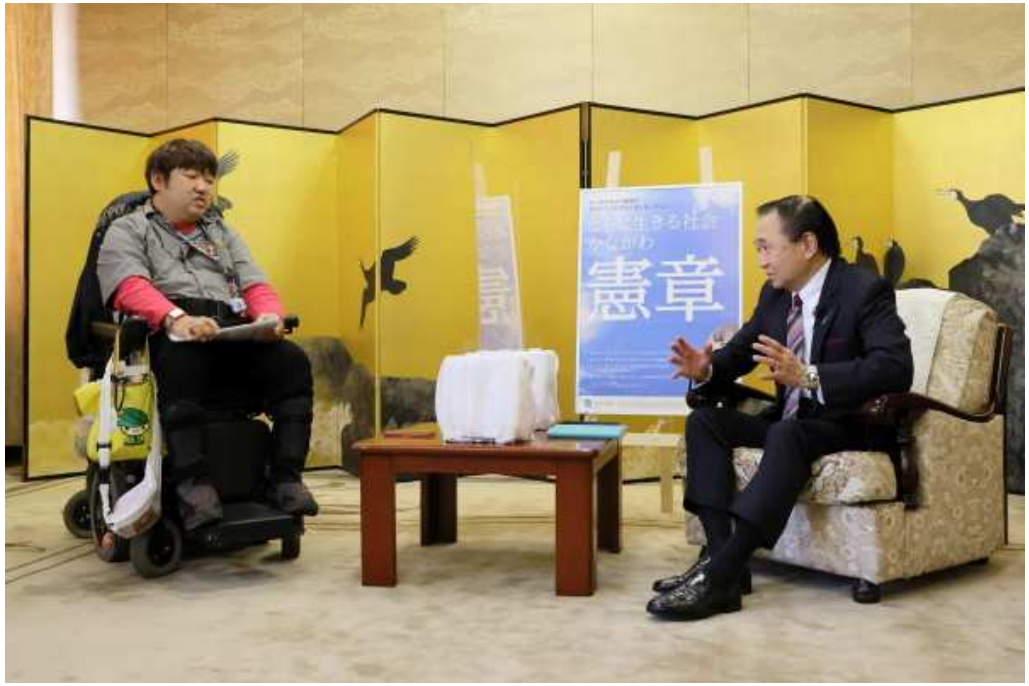

1　条例制定までの経過

令和3年7月 津久井やまゆり園完成

令和3年11月 芹が谷やまゆり園完成

1　条例制定までの経過

■当事者目線の障がい福祉実現宣言

私たちは、津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさないために、**これまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の障がい福祉」に大転換すること**を誓います。それは、あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。（抜粋）

令和３年11月16日
芹が谷やまゆり園開所式

1　条例制定までの経過

■条例を制定する理由

（令和３年11月30日 県議会代表質問での答弁）

○「当事者目線の障がい福祉」を実現するための、必要な施策を確実に実行する**普遍的な仕組み**として、計画の策定や宣言など、様々な観点から検討を行った。

○　その結果、理念や目的、責務などを市町村や事業者、県民等と共有することが必要であり、県議会の議決を得て制定する**「条例」が最も効果的**と考えた。

検討を重ねた結果、新たに条例を制定へ

1　条例制定までの経過

令和４年10月14日　県議会で「当事者目線の障害福祉推進条例」可決
10月21日　公布（令和５年４月１日施行）

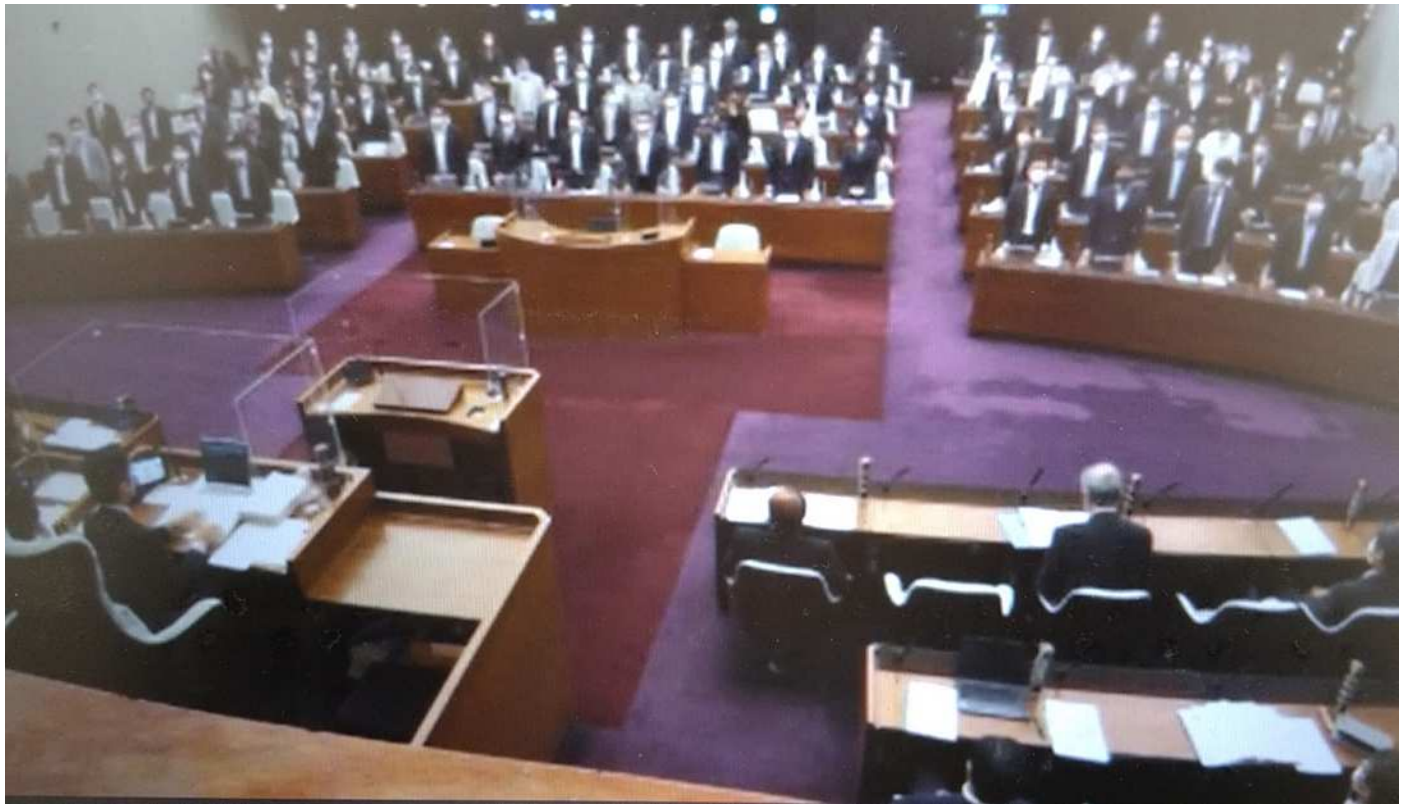

2　当事者目線の障害福祉推進条例について

■条例の特色

- 当事者目線の障がい福祉を進めていくための基本的な規範
- 当事者目線の障がい福祉の考えに至った経緯やすべての障がい者が対象であることを記した前文を置く
- 障がい者の権利擁護、差別の禁止、虐待防止の促進の規定を置く
- その他、他県の類似条例ではあまり見られない内容

  ⇒　当事者の政策決定過程への参加の推進、障がい者を主体とした活動の推進を明示

  ⇒　誰もが意思決定支援を受けられることを明示
- 「ともに生きる社会を目指して」という「副題」を付ける

2　当事者目線の障害福祉推進条例について

■特に事業者に関わる条文

（県民及び事業者の責務）

第６条　県民及び**事業者は**、基本理念にのっとり、**当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉に関する施策に協力するよう努めなければならない**。

２　県民及び**事業者は**、基本理念にのっとり、**障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない**。

2　当事者目線の障害福祉推進条例について

■特に事業者に関わる条文

（社会的障壁の除去）

第14条　（中略）

2　**事業者は**、その事業を行うに当たり、**障害者から現に社会的障壁**（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）**の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても**、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、**合理的な配慮を行うよう努めるものとする**。

2　当事者目線の障害福祉推進条例について

○　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条　**事業者は**、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２　事業者は、その事業を行うに当たり、**障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合**において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ**合理的な配慮をするように努めなければならない**。

3　条例の「わかりやすい版」について

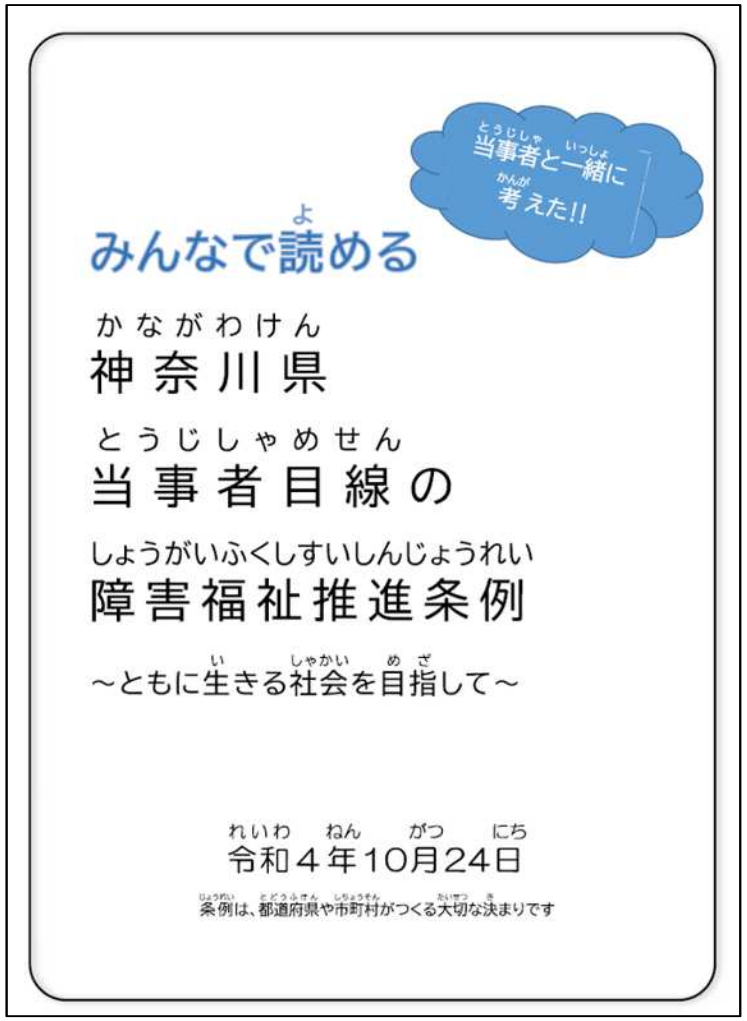

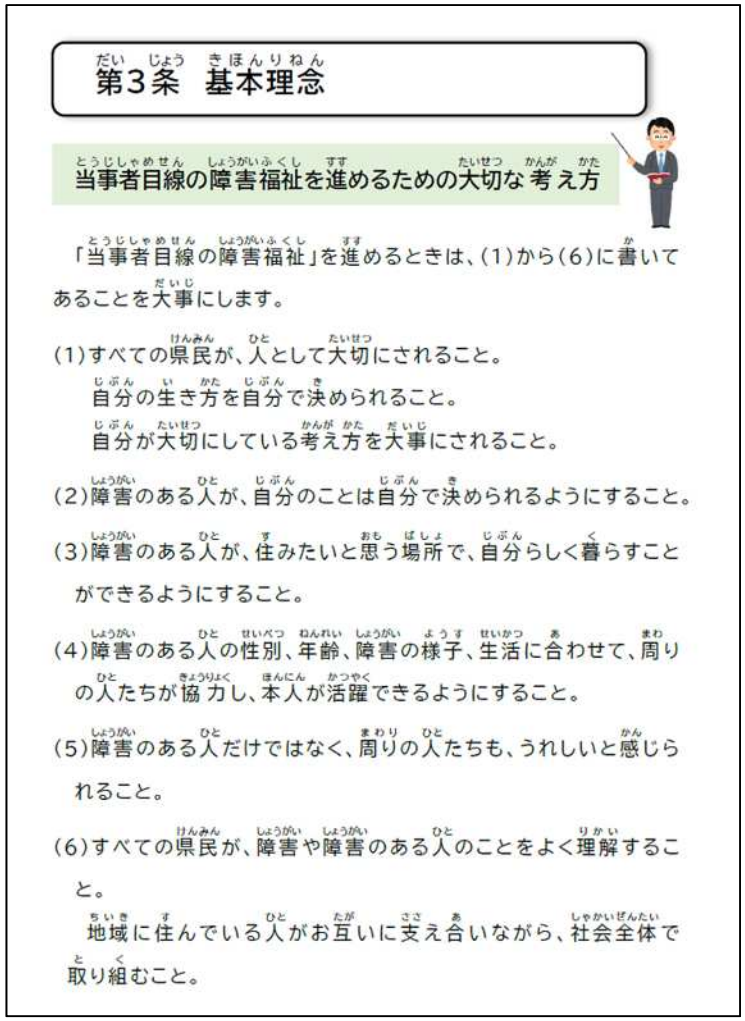

4　当事者目線の障がい福祉推進シンポジウムについて

開催日　令和４年12月18日（日）
場　所　県庁大会議場

第一部　知事講演

「当事者目線の障がい福祉」の推進
クロストーク

第二部　報告

中井やまゆり園における当事者目線の支援の取組

第三部　パネルディスカッション

それぞれが描く「当事者目線 の障がい福祉」のみらい

動画視聴は
こちらから ☞

【参考資料】条例の概要

（１）前文

・　津久井やまゆり園事件からの再生を進める中で、当事者目線の障がい福祉の重要性を認識し「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信した。

・　すべての障がい者が自分らしく暮らすことのできる社会環境整備がまだ道半ばであることに真摯に向き合い、オール神奈川で当事者目線の障がい福祉を進めていくための基本的な規範として条例を制定する。

（２）目的

・　基本理念、県や県民・事業者の責務、推進にかかる基本となる事項を定めることにより当事者目線の障がい福祉の推進を図る。**【直接的な目的】**

・　差別や虐待をなくし、自分の望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感できる地域共生社会を実現。**【目指す姿】**

【参考資料】条例の概要

（３）当事者目線の障がい福祉の定義

　障がい者に関わる誰もが障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障がい者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境を整備することにより実現される障がい者の福祉をいう。

（４）基本理念

・全ての県民が、主体的に自らの生き方を追求することができ、個人としての尊厳が重んぜられること
・障がい者の自己決定が尊重されること
・障がい者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること
・障がい者個人の持つ可能性が尊重されること
・障がい者のみならず、障がい者に関わる人々も喜びを実感できること
・全ての県民が多様性を認め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと

【参考資料】条例の概要

（５）県の責務

- 当事者目線の障がい福祉に関する総合的な施策を策定し、実施する。
- 当事者目線の障がい福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行う。
- 施策に、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる。

（６）基本計画の策定

- 基本計画を定め、毎年度、実施状況について公表する。
- 基本計画には、障がい福祉のみならず、医療、福祉のほか、教育、就労、すまい、バリアフリー、情報提供、文化芸術、防災・防犯など、地域生活に必要な分野の施策について定める。

【参考資料】条例の概要（基本計画に定める施策①）

項目	条文
医療、介護、福祉等	障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けることができ、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
相談	障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策
教育	障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策
療育	障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けることができるようにするための施策
雇用、就労	障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及び障害者の雇用促進に関する施策
住宅	障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策

【参考資料】条例の概要（基本計画に定める施策②）

項目	条文
公共的施設のバリアフリー化	障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
情報アクセシビリティ	障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
経済的負担の軽減等	障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
文化芸術、スポーツ	障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
防災、防犯、消費者被害の未然防止	障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
行政等における配慮	障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関する施策

【参考資料】条例の概要

（７）施策に関する事項

- 意思決定支援の推進
- 障がいを理由とする差別、虐待等の禁止、相談体制の整備
- 障がい者の家族等に対する支援
- 障がい福祉の政策立案過程への障がい者の参加等
- 障がい者が主体となって企画、実施する活動の促進
- 支援手法に関する調査研究

（８）施策の推進体制に関する事項

- 障がい福祉に従事する人材の確保、育成
- 職場への定着促進のための環境整備、処遇改善